

東浦町水防計画（案）

新 旧 対 照 表

頁	現行（平成 29 年 2 月修正）	改正案	改正理由等
6	第 1 章 総則 第 1 節 目的 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期すことを目的とする。 第 2 節 水防の責任等 1 水防管理団体の責任 水防管理団体の責任は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有し、その団体の管理者は町長とする。 2 指定水防管理団体の責任 指定水防管理団体は 1 に加え次の事項の責任を有する。 （1）消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置 （2）水防計画の策定・要旨の公表・知事への届け出 （3）水防活動従事者の安全への配慮 （4）毎年の水防訓練	第 1 章 総則 第 1 節 目的 この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）及び災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）並びに愛知県水防計画の定めるところにより、町内各河川、ため池、海岸の洪水又は高潮による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減するため、水防に関し、必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動に万全を期すことを目的とする。 第 2 節 水防の責任等 1 水防管理団体（水防管理者）の責任又は権限 水防管理団体の責任は、その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任（法第 5 条の水防団等の所轄にかかる事項を含む）を有し、その団体の管理者は町長とする。 2 指定水防管理団体の責任 指定水防管理団体は 1 に加え次の事項の責任を有する。 （1）消防機関が水防を十分行えない場合の水防団の設置 （2）水防計画の策定・要旨の公表・知事への届け出 （3）水防活動従事者の安全への配慮 （4）毎年の水防訓練	県計画にあわせて修正
8			

第6章 水防に関連する予報・警報 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は「警報・注意報発表基準表」の基準に達すると予想される場合に、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。 （1）大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （2）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 （3）洪水注意報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 （4）大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想	第6章 水防に関連する予報・警報 第1節 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準 1 気象、高潮及び洪水についての予報・警報等（名古屋地方気象台発表） 水防に関連する気象、高潮及び洪水の警報・注意報は「警報・注意報発表基準表」の基準に達すると予想される場合に、名古屋地方気象台から発表され、特別警報の発表基準に該当する場合には県内の当該警報が「特別警報」として発表される。また、現象の予告的情報や補完的情報等として気象情報が発表されることがある。 なお、大雨や洪水などの警報・注意報が発表された場合、テレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村等をまとめた地域」の名称を用いる場合がある。 （1）大雨注意報 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 2）高潮注意報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 （3）洪水注意報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される （4）大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想	県計画にあわせて修正
---	---	-------------------

	される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 (6) 洪水警報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 (9) 気象情報 ア	される場合に発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (5) 高潮警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 各市町村の海岸における潮位予測を基に発表される。 (6) 洪水警報 大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 (7) 大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (8) 高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。 (9) 気象情報 ア	県計画にあわせて修正
--	--	--	-------------------

9	「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 イ 「記録的短時間大雨情報」 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。 発表基準は、1時間雨量 100mm である。 ウ 「土砂災害警戒情報」 愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度の高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと(※)に発表される。 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 (※) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に	「全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報」 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。 イ 「記録的短時間大雨情報」 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに発表される。 発表基準は、1時間雨量 100mm である。 ウ 「土砂災害警戒情報」 愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生危険度の高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと(※)に発表される。 土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。 (※) 豊田市については豊田市西部と豊田市東部に	県計画にあわせて修正
----------	--	--	-------------------

	【大雨・高潮分割（愛知県の二次細分区域）。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。 エ 「竜巻注意情報」 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県<u>（県単位）</u>に発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県<u>（県単位）</u>で発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 オ 「天候情報」 平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。	【大雨・高潮分割（愛知県の二次細分区域）。また、一宮市、津島市、江南市、稲沢市、知立市、岩倉市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村の市町村を除く。 エ 「竜巻注意情報」 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県<u>西部と愛知県東部を発表区域として</u>発表される。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県<u>西部と愛知県東部を発表区域として</u>発表される。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 オ 「天候情報」 平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間またはそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表される。	県計画にあわせて修正
--	--	--	-------------------

18

別表 2) 洪水警報基準

市町村等 をまとめた 地域	市町村等	雨量基準	流域 雨量 指数 基準	複合 基準	指定河川洪 水予報によ る基準
知多地 域	半田 市	平坦地：R3=80 平 坦 地 以 外：R1=70	—	—	—

	常滑 市	平坦地：R3=80 平 坦 地 以 外 R1=60	—	—	—
	東海 市	R1=50	—	—	愛知県天 白川水系 天白川〔天 白川〕
	大府 市	R1=60	—	—	愛知県境 川水系 境川・逢妻 川〔泉田・ 一ツ木〕
	知多 市	平坦地：R3=130 平 坦 地 以 外：R1=70	—	—	—

別表 2) 洪水警報基準

市町村等 をまとめた 地域	市町村等	雨量基準	流域 雨量 指数 基準	複合 基準	指定河川洪 水予報によ る基準
知多地 域	半田 市	平坦地：R3=80 平 坦 地 以 外：R1=70	—	—	—

	常滑 市	平坦地：R3=80 平 坦 地 以 外 R1=60	—	—	—
	東海 市	R1=50	—	—	愛知県天 白川水系 天白川〔天 白川〕
	大府 市	R1=60	—	—	愛知県境 川水系 境川・逢妻 川〔泉田・ 一ツ木逢 妻川〕
	知多 市	平坦地：R3=130 平 坦 地 以 外：R1=70	—	—	—

県計画にあ
わせて修正

19	阿久比町	R1=70	—	R1=50 か つ R3=120	—	県計画にあ わせて修正
	東浦町	R3=140	—	—	愛知県境川水 系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木〕	
	南知多町	R1=60	—	R1=40 か つ R3=80	—	
	美浜町	平坦地：R3=90 平 坦 地 以 外：R1=80	—	—	—	
	武豊町	平坦地：R3=100 平坦地以 外：R1=70	—	—	—	
	阿久比町	R1=70	—	R1=50 か つ R3=120	—	
	東浦町	R3=140	—	—	愛知県境川水 系 境川・逢妻川 〔泉田・一ツ 木逢妻川〕	
	南知多町	R1=60	—	R1=40 か つ R3=80	—	
	美浜町	平坦地：R3=90 平 坦 地 以 外：R1=80	—	—	—	
	武豊町	平坦地：R3=100 平坦地以 外：R1=70	—	—	—	

22

(別表 4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	—	—	—
	常滑市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	—	—	—
	東海市	R1=20	—	—	愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕
	大府市	R1=40	—	—	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・一ツ木
	知多市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=25	—	—	—

(別表 4) 洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
知多地域	半田市	平坦地：R3=50 平坦地以外：R1=40	—	—	—
	常滑市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=30	—	—	—
	東海市	R1=20	—	—	愛知県天白川水系 天白川〔天白川〕
	大府市	R1=40	—	—	愛知県境川水系 境川・逢妻川〔泉田・一ツ木 <u>逢妻川</u>]
	知多市	平坦地：R3=40 平坦地以外：R1=25	—	—	—

県計画にあわせて修正

23

阿久比町	R1=40	—	R1=30 かつ R3=80	—
東浦町	R3=40	—	—	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔泉田・ 一ツ木
南知多町	R1=40	—	R1=20 かつ R3=40	—
美浜町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=50	—	—	—
武豊町	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	—	—	—

阿久比町	R1=40	—	R1=30 かつ R3=80	—	県計画にあ わせて修正
東浦町	R3=40	—	—	愛知県境川 水系 境川・逢妻 川〔泉田・ 一ツ木 <u>逢妻 川</u>]	
南知多町	R1=40	—	R1=20 かつ R3=40	—	
美浜町	平坦地：R3=60 平坦地以外：R1=50	—	—	—	
武豊町	平坦地：R3=70 平坦地以外：R1=40	—	—	—	

	別表 1～4 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。 例えば、「R1=70」であれば「1 時間雨量 70 ミリメートル以上」を意味する。 (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外*¹」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (3) 土壌雨量指数基準値*²は 1 キロメートル四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。 (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*³30 以上」を意味する。 (5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で<u>はん</u>濫警戒情報、または、<u>はん</u>濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で<u>はん</u>濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。	別表 1～4 大雨及び洪水警報・注意報基準の見方 (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。 例えば、「R1=70」であれば「1 時間雨量 70 ミリメートル以上」を意味する。 (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外*¹」等の地域名で基準値を記述する場合がある。 (3) 土壌雨量指数基準値*²は 1 キロメートル四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。 (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数*³30 以上」を意味する。 (5) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で<u>氾</u>濫警戒情報、または、<u>氾</u>濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で<u>氾</u>濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。	県計画にあわせて修正
--	---	--	-------------------

現行

第7章 水防警報等

第1節 水防警報

2 水防警報を発する基準

(2) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	氾濫 危険水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者 (量水標 管理者)
境川	泉田	刈谷市泉田町 (左岸河口から 7.33 km)	T. P. <u>3.30</u>	T. P. <u>4.10</u>	T. P. <u>4.70</u>	T. P. <u>5.70</u>	T. P. 8.30 8.30	知立建設 事務所長
逢妻川	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町 (左岸河口から 8.45km)	T. P. <u>2.60</u>	T. P. <u>3.30</u>	T. P. <u>3.80</u>	T. P. <u>4.70</u>	T. P. 5.90 5.90	

改正案

2 水防警報を発する基準

(2) 知事が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	所在地 (位置)	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	氾濫 危険水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者 (量水標 管理者)
境川	泉田	刈谷市泉田町 (左岸河口から 7.33 km)	T. P. <u>3.10</u>	T. P. <u>3.85</u>	T. P. <u>4.35</u>	T. P. <u>5.20</u>	T. P. 8.30 8.30	知立建設 事務所長
逢妻川	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町 (左岸河口から 8.45km)	T. P. <u>2.70</u>	T. P. <u>3.35</u>	T. P. <u>3.90</u>	T. P. <u>4.80</u>	T. P. 5.90 5.90	

現行

第7章 水防警報等

第2節 洪水予報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。
(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

1 知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区 域	基準 地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位) m	はん濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	はん濫 危険水位 m
境川	左右岸 井堰川合 流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町西 中浜 5-2(河口か ら 7.33 km)	T. P. <u>3.30</u>	T. P. <u>4.10</u>	T. P. <u>4.80</u>	T. P. <u>5.70</u>
逢妻川	左右岸 逢妻女 川、逢妻男川合 流点から海ま で	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町 西田60-1 (河口 から8.45km)	T. P. <u>2.60</u>	T. P. <u>3.30</u>	T. P. 4.00	T. P. <u>4.70</u>

改正案

第7章 水防警報等

第2節 洪水予報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。
(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

1 知事が指定した河川及び基準水位

河川名	区 域	基準 地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 m	氾濫 危険水位 m
境川	左右岸 井堰川合 流点から海まで	泉田	刈谷市泉田町西 中浜 5-2(河口か ら 7.33 km)	T. P. <u>3.10</u>	T. P. <u>3.85</u>	T. P. <u>5.45</u>	T. P. <u>6.00</u>
逢妻川	左右岸 逢妻女 川、逢妻男川合 流点から海ま で	一ツ木 逢妻川	刈谷市一ツ木町 西田60-1 (河口 から8.45km)	T. P. <u>2.70</u>	T. P. <u>3.35</u>	T. P. 4.00	T. P. <u>4.80</u>